

こんな時、是非ご利用ください！

※主たる介護者に次のような事情が生じた場合に利用できます。

介護者の入院や不測の事故など

冠婚葬祭

心身の疲労や病弱など

介護者の休息

袖ヶ浦市、市原市にお住まいで、療育手帳をお持ちの満18歳以上の方は、当園の短期入所事業をご利用になれます。

お気軽にお問合せ下さい。

ショートステイを 利用してみませんか！



電車の場合

内房線姉ヶ崎駅下車(東口)

日東バス馬来田・茅野行き「都立福祉園前」下車



障害者支援施設
社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
東京都千葉福祉園

千葉福祉園では、短期入所事業
(ショートステイ)を行っています。

●袖ヶ浦市、市原市にお住いで、療育手帳(A1、A2、B1、B2)をお持ちの満18歳以上の知的障害者の介護者が、事情により介護が困難になった場合に利用できます。

※定員に空きがあるかご確認ください。
※A2の方は、事前に身体の障害について確認をさせていただきます。

介護者の事情とは…

- ・介護者の入院や不測の事故など
- ・冠婚葬祭
- ・心身の疲労や病弱など
- ・介護者の休息



敷地内の桜並木

(定員)

定員6名の内1名を地域枠として利用できます。
※但し、空きがある場合に限りです。

(利用期間)

1泊2日から最長3ヶ月間まで
※空き状況により期間の更新も可能です。

(申し込み)

お住いの地域を管轄する福祉事務所にご相談下さい。短期入所に必要となる「障害福祉サービス受給者証」の発行、またはサービスの支給決定がされます。相談の際に当園の利用についてお伝え下さい。

(利用に際して)

安全で快適な生活をして頂くために、事前に生活状況や医療面(健康面)の情報提供をお願いします。

(費用)

原則サービスに要した費用の1割
その他、食事等のご負担をお願いしております。
※個別減免を受けている方は、負担額が減免されます。

食費実費

1日 1570円 (朝食270円、昼食650円、夕食650円)

滞在費

1日 70円



ご利用されている間に、歯の治療を受けることができます。

週に4日、担当の歯科医が診療を行います。嚥下に関する相談も受けられます。



●事前の見学や相談も可能です。

●ホームページもご覧頂けます。

<http://www.chibafuku.or.jp/>

《東京都千葉福祉園》で検索するとホームページに繋がります。

《お問い合わせ先》

〒299-0241 袖ヶ浦市代宿8番地
東京都千葉福祉園

(女性担当)生活支援第2係

0438(62)5342

(男性担当)生活支援第4係

0438(62)5382